

知財活用支援事業(権利化支援)  
申請代表者 各位

国立研究開発法人科学技術振興機構  
知的財産マネジメント推進部

平成30年度～令和3年度公募における支援中案件に係る契約有効期間変更(延長)について  
(通知)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

知財活用支援事業(権利化支援)では、各公募年度にて申請及び支援決定された案件について申請機関と支援契約を締結しております。令和4年度公募以降における支援契約では、本出願が指定国移行段階の場合の契約有効期間は「基礎出願日から8年が経過した年度の翌年度の6月末日」と定めております。一方、平成30年度～令和3年度公募における支援契約では「基礎出願日から7年が経過した年度の末日」と定めており、公募年度によって契約の有効期間が異なる状況にあります。

この度、契約毎の有効期間の差異により生じうる無用の混乱を避けるため、平成30年度～令和3年度公募における支援契約の有効期間を「基礎出願日から8年が経過した年度の翌年度の6月末日」に変更(延長)することと致しました。

本変更(延長)につき、異議がございましたら、令和7年2月28日までに JST までご連絡ください。同日までにご連絡がない場合、本変更(延長)に同意いただいたものとみなして、本通知をもって変更(延長)の手続きを完了と致します。また、本変更(延長)につきご質問・ご要望等ございましたら、JST までご連絡ください。

敬具

記

1. 契約有効期間変更(延長)対象案件

平成30年度～令和3年度公募の公募要領に基づき申請され、現在、権利化支援で契約中の案件(JST 整理番号:S2018～S2021 の番号で始まる案件)

2. 契約約款新旧対比表

別添のとおり

以上

【本件連絡先】

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)  
知的財産マネジメント推進部 大学知財支援グループ  
〒102-8666 東京都千代田区四番町5番地3 サイエンスプラザ  
電話:03(5214)8413 FAX :03(5214)8476  
E-mail:[kenri@jst.go.jp](mailto:kenri@jst.go.jp)

(別添) 契約約款新旧対比表

公募年度	旧	新
平成 30 年度 令和元年度	<p>(有効期間)</p> <p>第13条 本契約の有効期間は、本契約の締結の日から、次の各号の一の事由が生じた日とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 本出願のうち PCT 非加盟国への出願及び本指定国移行手続き又は締約国の指定の場合、<u>基礎出願日から7年が経過した年度の末日</u></p>	<p>(有効期間)</p> <p>第13条 本契約の有効期間は、本契約の締結の日から、次の各号の一の事由が生じた日とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 本出願のうち PCT 非加盟国への出願及び本指定国移行手続き又は締約国の指定の場合、<u>基礎出願日から8年が経過した年度の翌年度の6月末日</u></p>
令和2年度 令和3年度	<p>(有効期間)</p> <p>第13条 本契約は、第5条に基づき機構による費用支出が終了したときに終了する。この場合、本契約の終了日は、機構が指定する日とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一の事由が生じた日をもって、本契約は終了するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 本出願のうち PCT 非加盟国への出願及び本指定国移行手続き又は締約国の指定の場合、<u>基礎出願日から7年が経過した年度の末日</u></p>	<p>(有効期間)</p> <p>第13条 本契約は、第5条に基づき機構による費用支出が終了したときに終了する。この場合、本契約の終了日は、機構が指定する日とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一の事由が生じた日をもって、本契約は終了するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 本出願のうち PCT 非加盟国への出願及び本指定国移行手続き又は締約国の指定の場合、<u>基礎出願日から8年が経過した年度の翌年度の6月末日</u></p>